

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会
旭区役所部会運用要領

平成18年9月17日制定

(目的)

- 1 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第10条に定める区役所部会の運用について必要な事項を定める。

(区役所部会の構成)

- 2 区役所部会の名称を「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会 旭区役所部会」と称する。

(会議の出席)

- 3 会議への出席は構成員だけでなく、部会長の承認を得て、その他の関係者も出席することができる。

(実施の細目)

- 4 この運用要領について必要な事項は、部会長が定める。